

美里町立小学校スクールバス運行計画策定業務委託プロポーザル審査要領

1 目的

美里町は、「美里町立小学校スクールバス運行計画策定業務」を実施するにあたり、本業務に最も適した提案者を特定するため、プロポーザル審査について、本要領を定める。

2 委員会の設置

本町が選任する委員で構成する「美里町立小学校スクールバス運行計画策定業務委託業者選定に係る選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

3 審査方法

(1) 審査対象 提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング

(2) 審査基準 下表のとおりとする。

区分	評価項目	配点	評価基準
1 業務遂行能力 (8点)	業務を的確に遂行できる人員配置・経験・資格等の執行体制	4	優れている 4点
			標準的である 2点
			劣っている 0点
2	見積額 【算定式】 配点(4点)×(最低値提案見積額÷提案見積額)	4	※審査対象外。事務局にて算定式により算出します。
3	業務目的（安全性・地域特性等）や仕様書を踏まえた計画策定の考え方	10	優れている 10点
			標準的である 5点
			劣っている 0点
4 提案内容 (32点)	過去の類似業務で培った創意工夫やノウハウの、本業務への応用・展開力	10	優れている 10点
			標準的である 5点
			劣っている 0点
5	納期に向けた業務フローと工程管理の考え方	2	優れている 2点
			標準的である 1点
			劣っている 0点
6	本計画の完成度を高めるための独自の取組や優位性	10	優れている 10点
			標準的である 5点
			劣っている 0点
合計		40	

(3) 採点方法 プレゼンテーション及びヒアリング終了後、速やかに委員会を開催し、各委員が審査基準に基づき採点する。委員の採点結果を集計し、評価項目ごとの平均点を「委員会評価点」とする。

(4) 提案者の特定 「委員会評価点」の合計が20点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を最適仕様の提案者として特定する。得点と同点の際には、委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員会の合議により決定する。